

改 正 案							現 行							
別表第1（第3条、第7条関係）							別表第1（第3条、第7条関係）							
項	組織区分	号	被評価者	評価者	調整者	実施権者	項	組織区分	号	被評価者	評価者	調整者	実施権者	
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2	検疫所	1	(略)	(略)	(略)	(略)	2	検疫所	1	(略)	(略)	(略)	(略)	
		2・3	(略)	(略)	(略)	2・3			(略)	(略)	(略)			
		4	<u>統括検査官、審査指導課長及び検疫調整官（東京検疫所東京空港検疫所支所に限る。）</u>	(略)	(略)	4			<u>統括検査官及び審査指導課長</u>	(略)	(略)			
		5	<u>検疫調整官（東京検疫所東京空港検疫所支所を除く。）</u> 、支所課長及び統括食品監視官	(略)	(略)	5			支所課長及び統括食品監視官	(略)	(略)			
		6	(略)	当該課長、出張所長、港湾衛生評価分析官、 <u>輸入食品中央情報管理官又は統括食品監視官</u>	(略)	6			(略)	当該課長、出張所長、港湾衛生評価分析官 <u>又は輸入食品中央情報管理官</u>	(略)			
7	(略)	(略)	(略)	7	(略)	(略)	(略)							
3・4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3・4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
5	国立保健医療科学院	1・2	(略)	(略)	(略)	(略)	5	国立保健医療科学院	1・2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		3	(略)	(略)	(略)	3			(略)	(略)	(略)			
		4	研究職俸給表の適用を受ける企画調整主幹、統括研究官、部長、 <u>研究情報支援研究センター長及び保健医療経済評価研究</u>	(略)	(略)	4			研究職俸給表の適用を受ける企画調整主幹、統括研究官、部長及び <u>研究情報支援研究センター長</u>	(略)	(略)			

			センター長			
		5	(略)	(略)	(略)	
		6	(略)	当該部長、 <u>研究情報支援研究センター長又は保健医療経済評価研究センター長</u>	(略)	
		7・8	(略)	(略)	(略)	
		9	(略)	当該部長、 <u>研究情報支援研究センター長又は保健医療経済評価研究センター長</u>	(略)	
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	国立感染症研究所（支所を除く。）	1・2	(略)	(略)	(略)	(略)
		3～8	(略)	(略)	(略)	(略)
		9	(略)	当該室長（国際協力室長、施設管理室長、 <u>外部研究資金管理室長及び施設運営室長を除く。</u> ）	(略)	
		10	(略)	(略)	(略)	
8～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11	地方厚生局（四国厚生支局を除く。）	1～3	(略)	(略)	(略)	(略)
		4	次長、分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第735条の2に規定する分室の長を除く。）、課長、総括社会保険審査官、事務所長、年金審査分室長、情報官、鑑定官及びこれらと同等の	(略)	(略)	(略)

		5	(略)	(略)	(略)	
		6	(略)	当該部長又は <u>研究情報支援研究センター長</u>	(略)	
		7・8	(略)	(略)	(略)	
		9	(略)	当該部長又は <u>研究情報支援研究センター長</u>	(略)	
6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	国立感染症研究所（支所を除く。）	1・2	(略)	(略)	(略)	(略)
		3～8	(略)	(略)	(略)	(略)
		9	(略)	当該室長（国際協力室長、施設管理室長及 <u>び研究経理室長を除く。</u> ）	(略)	
		10	(略)	(略)	(略)	
8～10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
11	地方厚生局（四国厚生支局を除く。）	1～3	(略)	(略)	(略)	(略)
		4	分室長（厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第735条の2に規定する分室の長を除く。）、課長、総括社会保険審査官、事務所長、年金審査分室長、情報官、鑑定官及びこれらと同等の官職を	(略)	(略)	(略)

		官職を占める職員			
		5	(略)	(略)	
		6	(略)	当該分室長、課長、主任情報官、情報官、鑑定官、 <u>上席密輸対策官又は密輸対策官</u>	(略)
		7	(略)	(略)	
		8	(略)	当該分室長、課長、事務所長、年金審査分室長、主任情報官、情報官、鑑定官、 <u>上席密輸対策官、密輸対策官又は指定薬物専門官</u>	
		9	(略)		
1 2	四国厚生支局	1～3	(略)	(略)	(略)
		4～6	(略)	(略)	(略)
		7・8	(略)	(略)	(略)
		9	(略)	当該課長、事務所長、主任情報官、 <u>鑑定官又は指定薬物専門官</u>	
		10	(略)		
1 3 ～ 1 7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		占める職員			
		5	(略)	(略)	
		6	(略)	当該分室長、課長、主任情報官、情報官、鑑定官 <u>又は指定薬物対策官</u>	(略)
		7	(略)	(略)	
		8	(略)	当該分室長、課長、事務所長、年金審査分室長、主任情報官、情報官、鑑定官 <u>又は指定薬物対策官</u>	
		9	(略)		
1 2	四国厚生支局	1～3	(略)	(略)	(略)
		4～6	(略)	(略)	(略)
		7・8	(略)	(略)	(略)
		9	(略)	当該課長、事務所長、主任情報官 <u>又は鑑定官</u>	
		10	(略)		
1 3 ～ 1 7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)